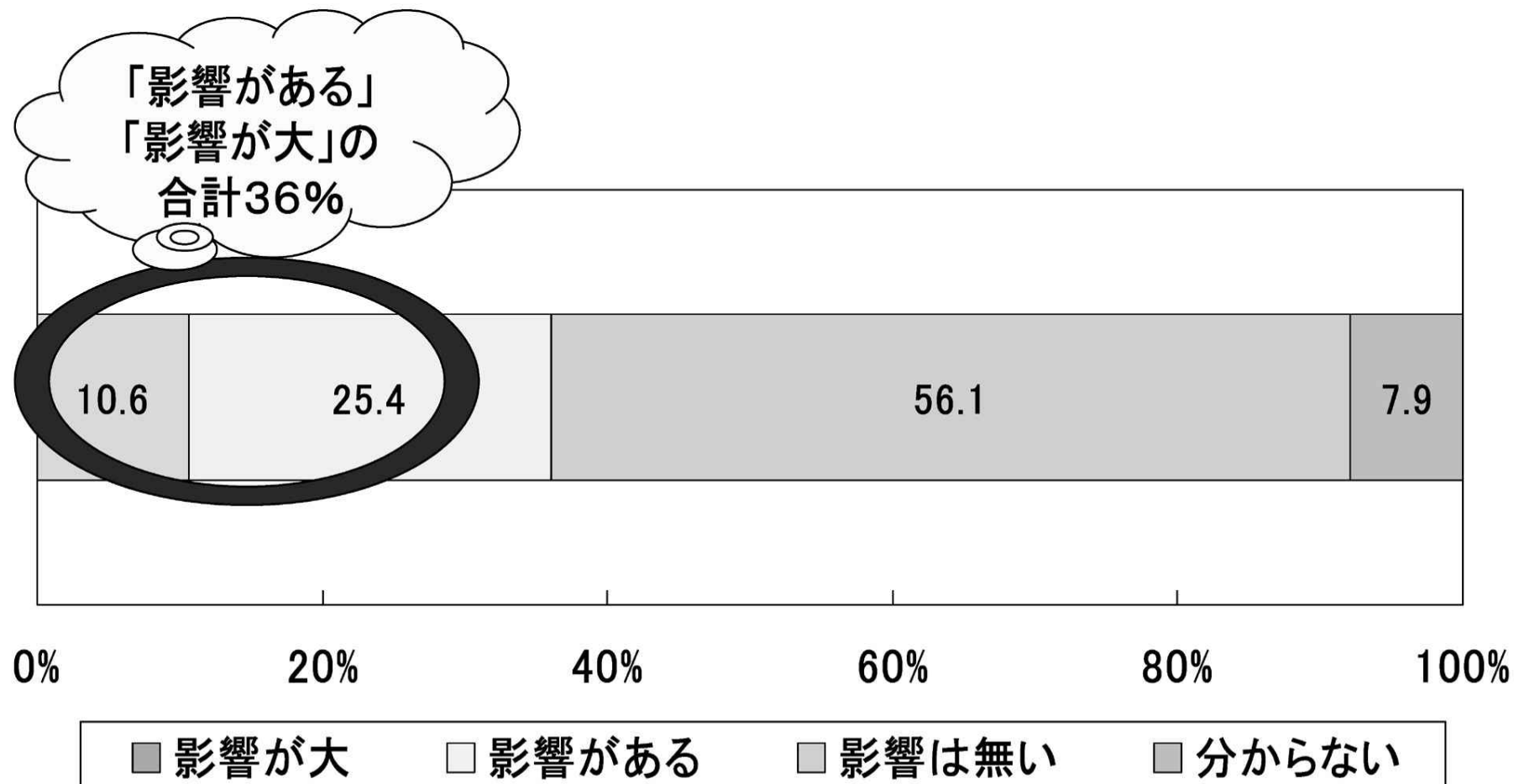
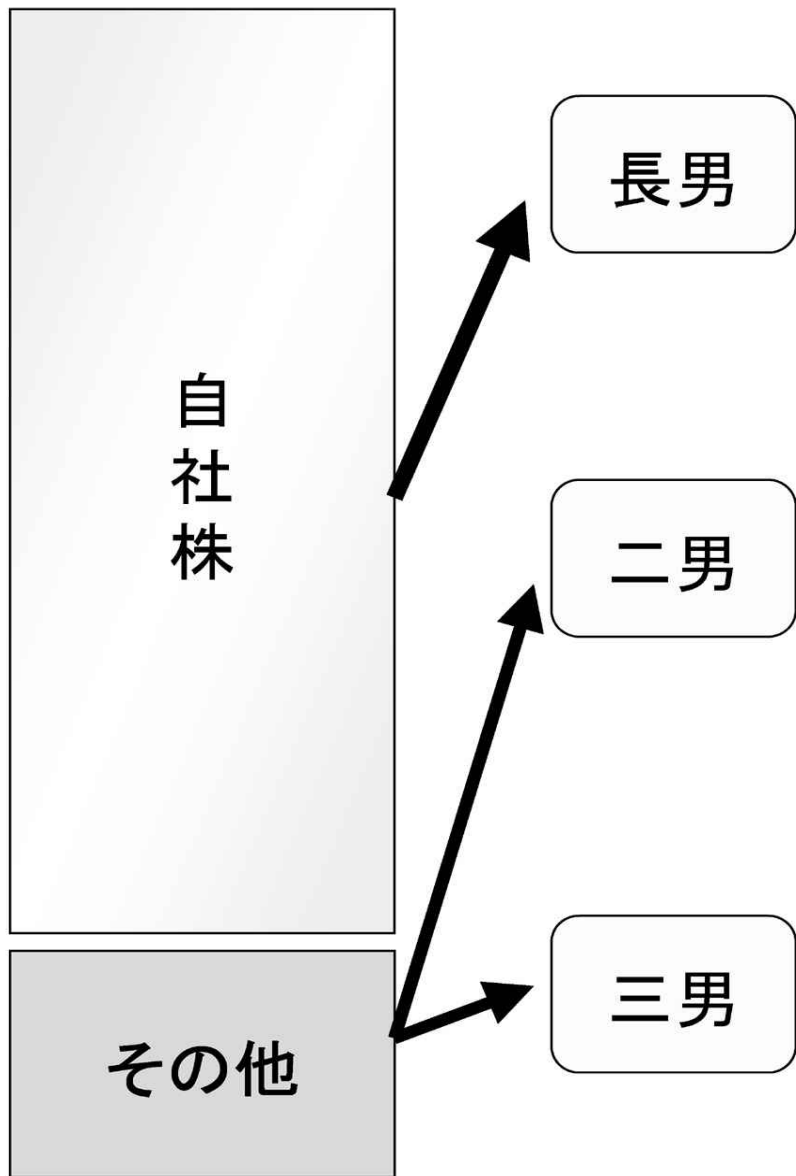


後継者への株式集中が困難で、事業承継に与える影響

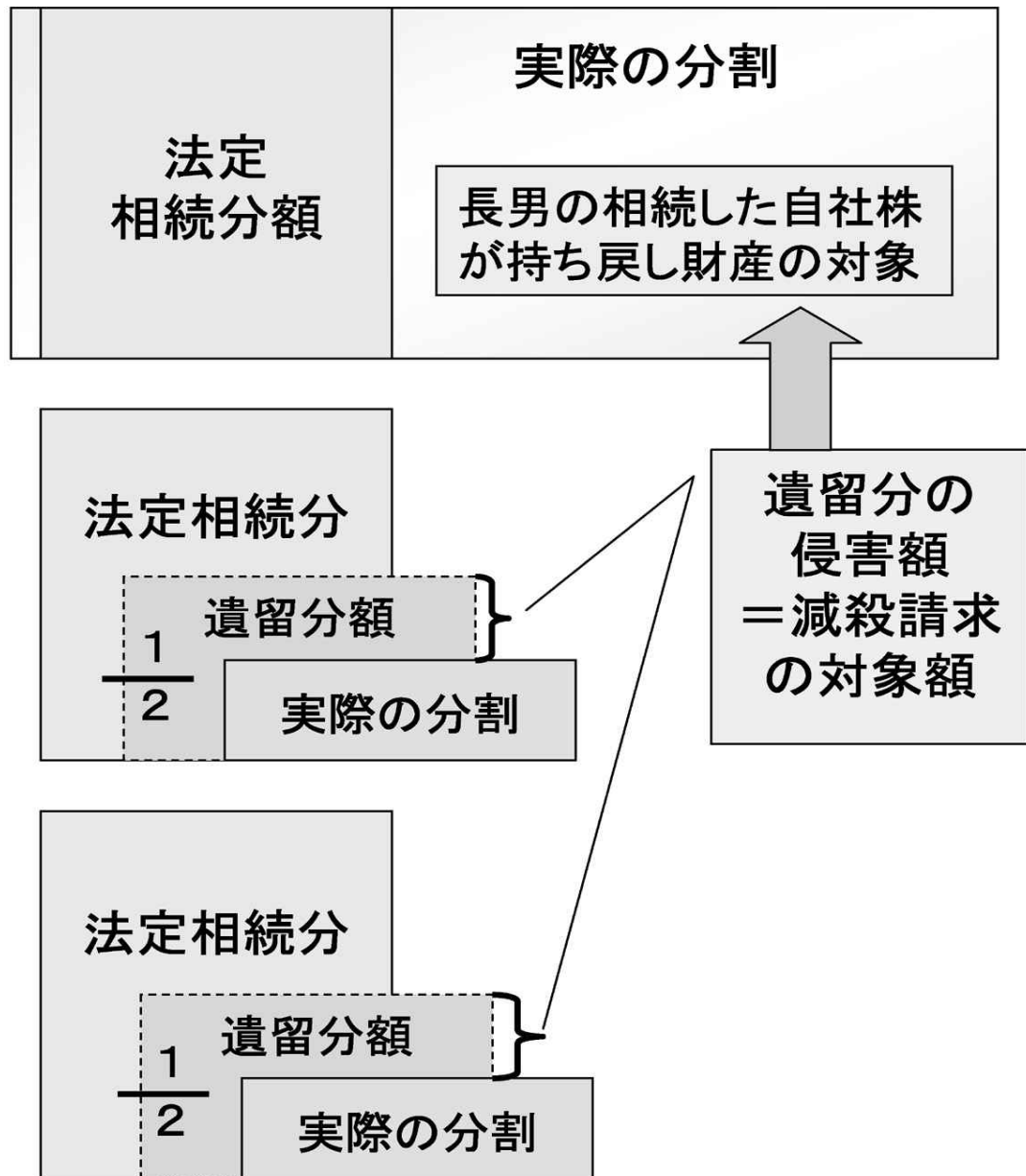
(平成13年・中小企業庁「事業承継に関するアンケート」)



実際の分割



法定相続分



相続税対象財産と遺留分対象財産は違う！

相続税対象財産(税法)

被相続人の遺した財産

+

相続人への贈与財産

相続人開始前3年以内の
暦年贈与財産
(贈与時金額)

相続時精算課税にて
贈与した財産
(贈与時価額)

+

債 務

遺留分対象財産(民法)

債務控除後の被相続人の遺した財産

+

相続人への贈与財産

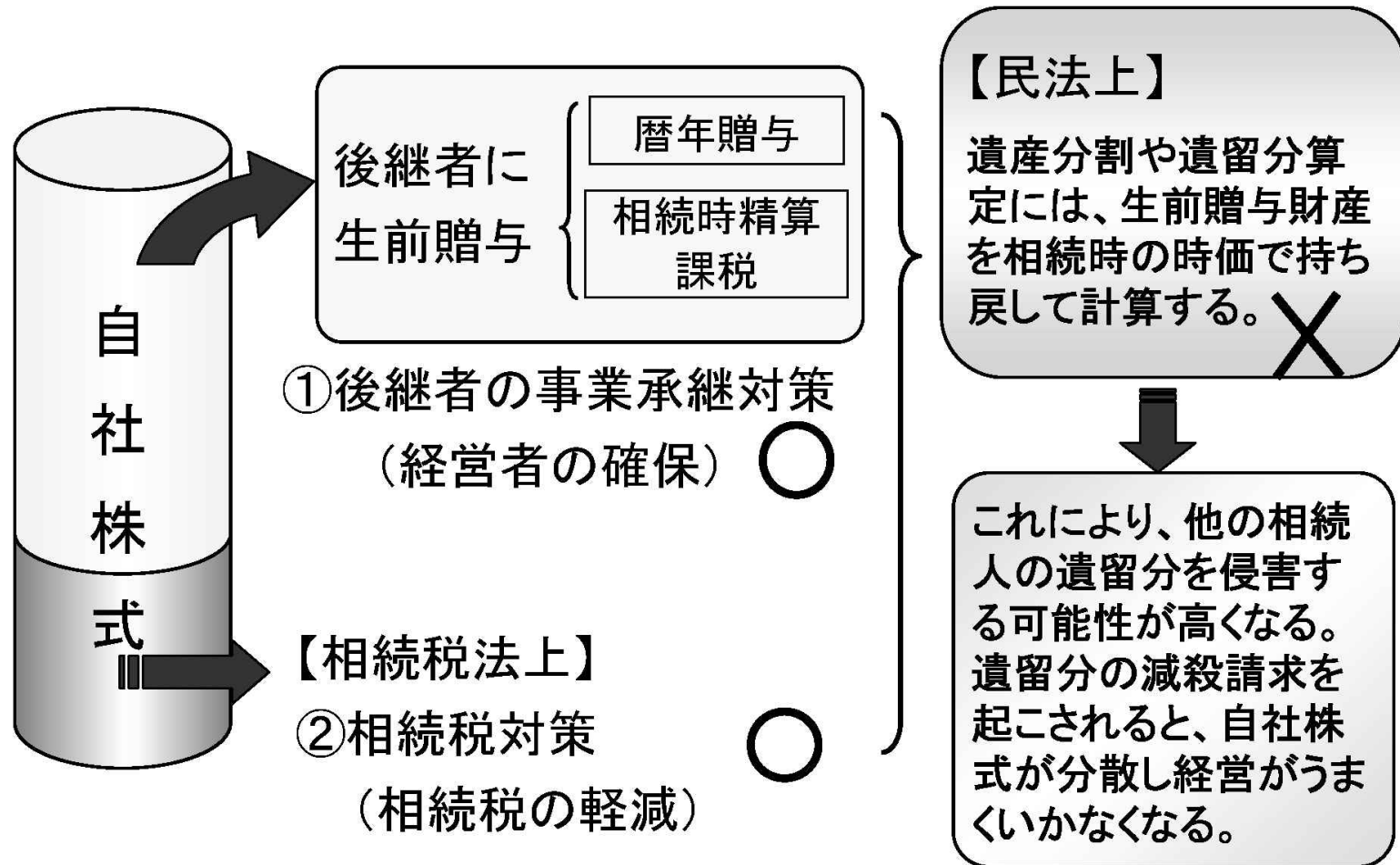
過去の特別受益財産すべて
(時価)

+

相続人以外への贈与財産

- ・相続開始前1年以内の贈与財産
- ・遺留分権利者に損害を与えることを知りつつ行われた贈与

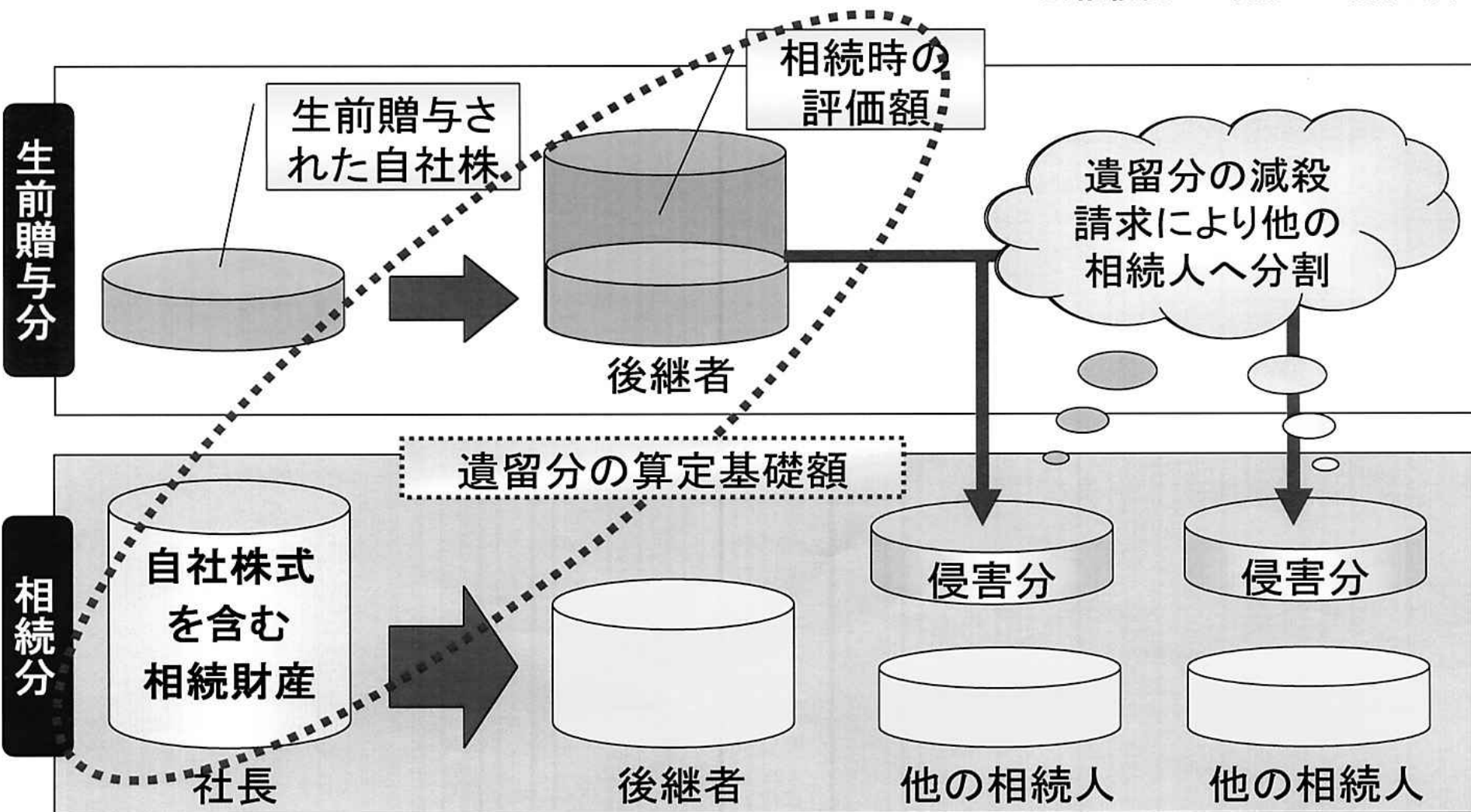
自社株式の生前贈与の良し悪し



これまでの民法の扱い

これまでは、生前贈与された株式※を含め、遺留分減殺請求の対象となる。

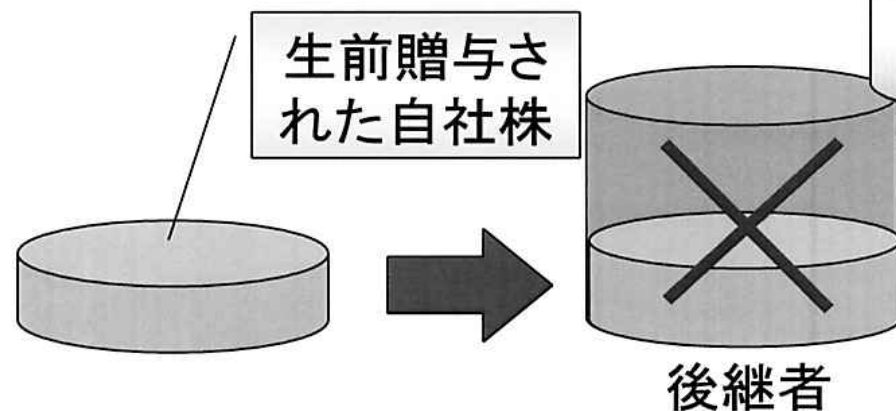
※相続発生時点での評価額



民法特例（除外合意）

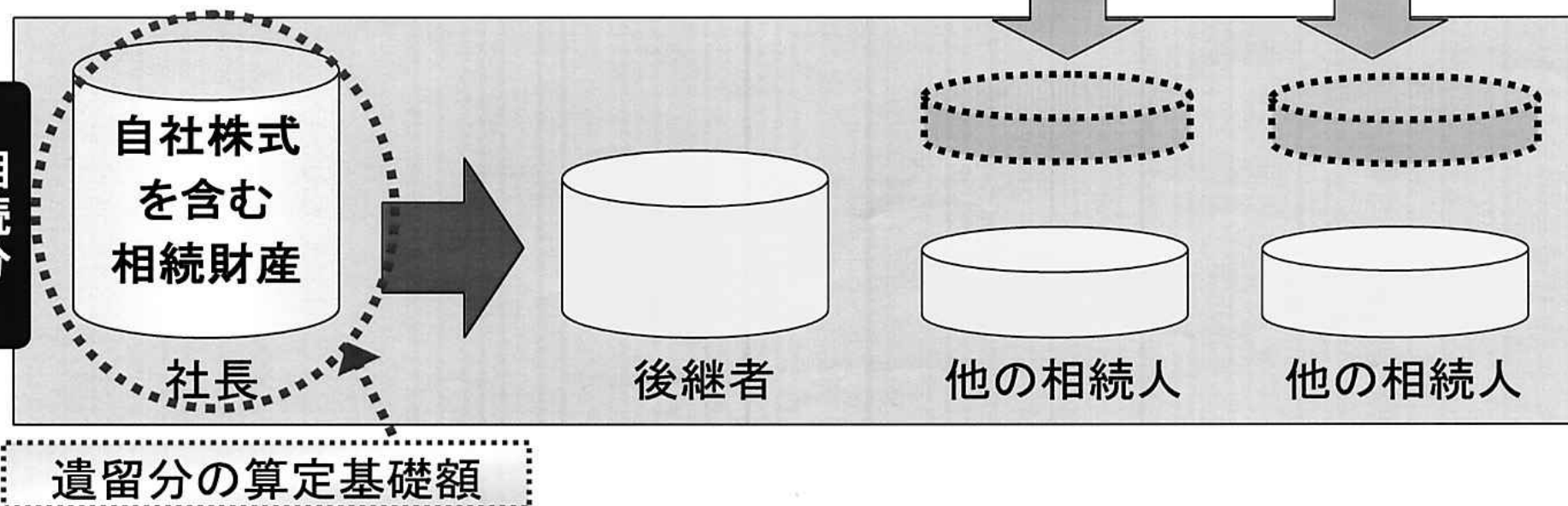
贈与株式等は遺留分の算定基礎額から除外

生前贈与分



代償財産が必要か？

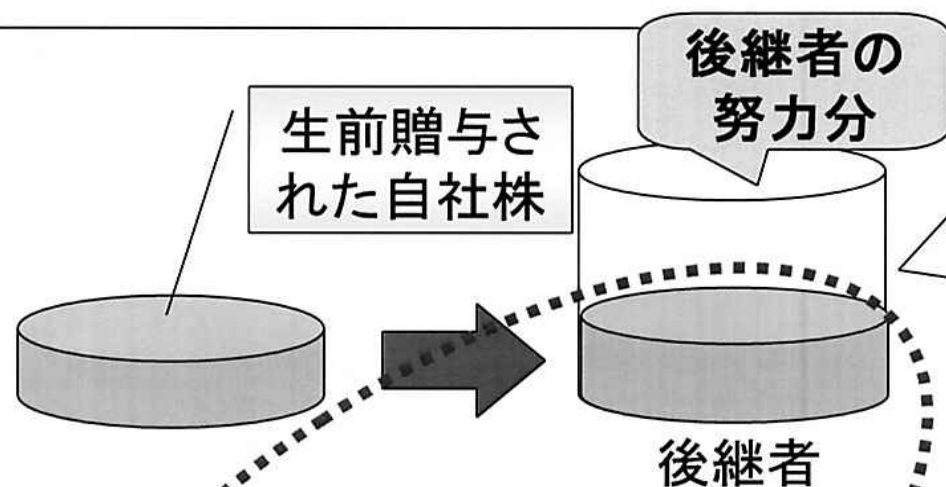
相続分



民法特例（固定合意）

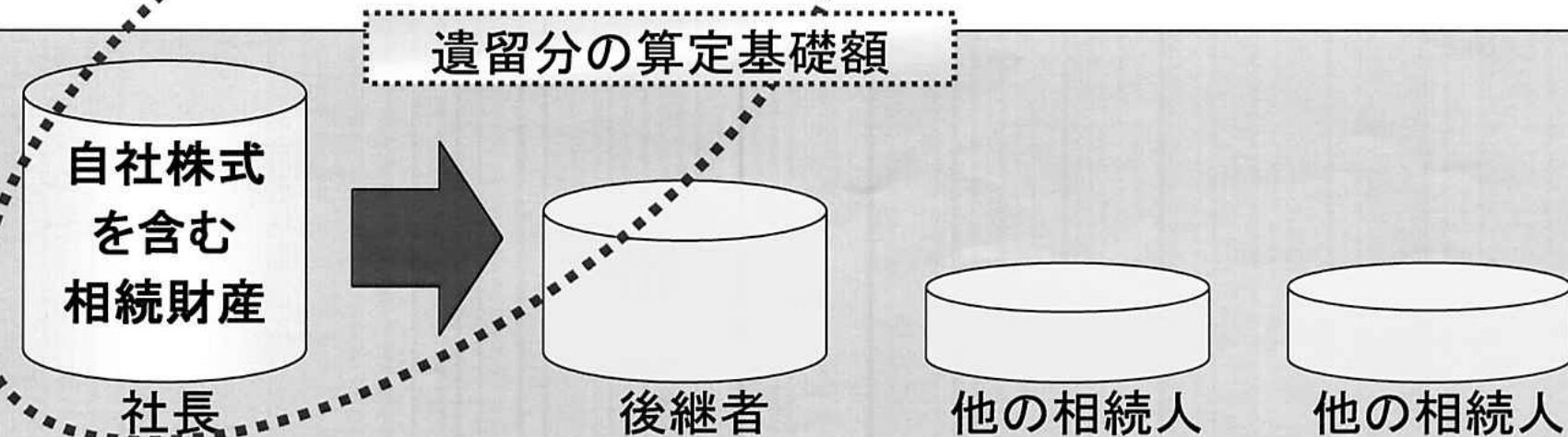
贈与株式の評価額を固定化

生前贈与分

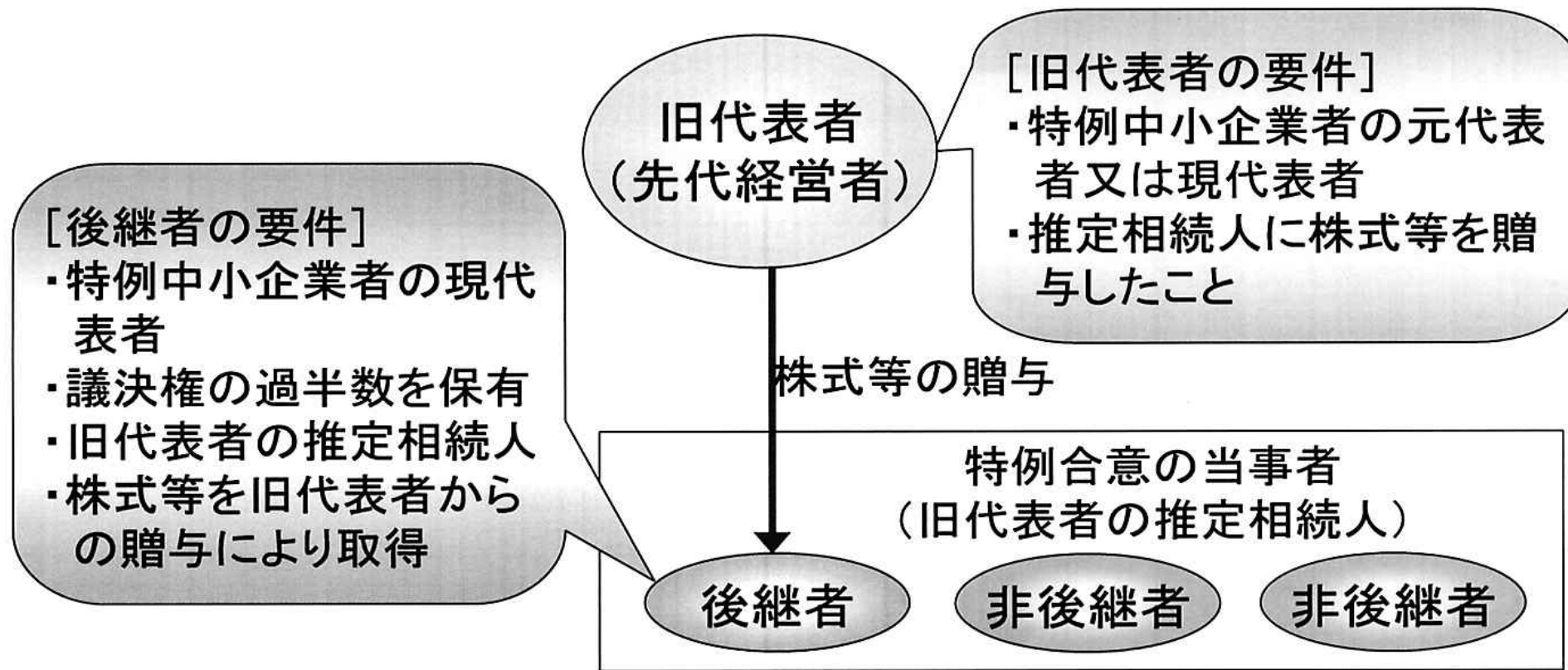


贈与以降の価値の上昇分は後継者の努力分が含まれるため、それを除いて、例えば、「贈与時点の価額に固定」して遺留分に加える。

相続分

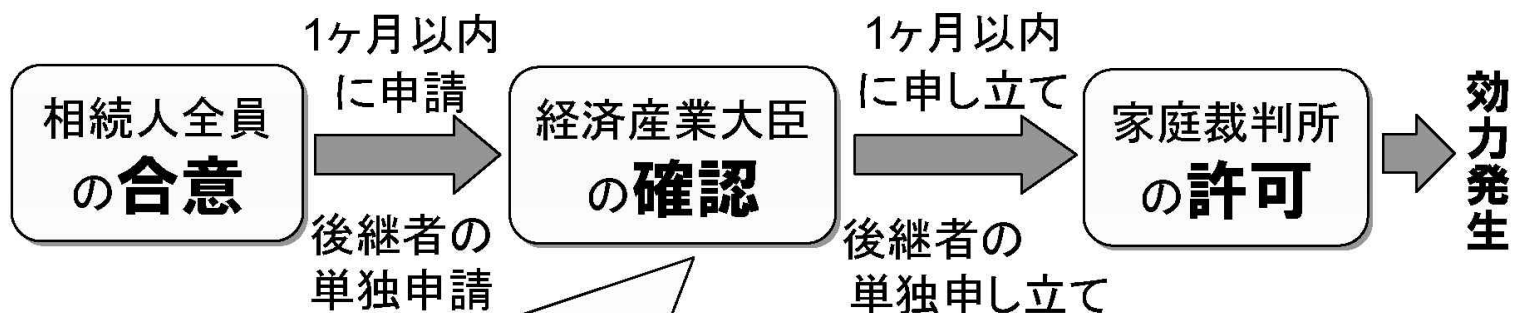


旧代表者・後継者の要件



- (注1) 推定相続人 = 相続が開始した場合に相続人となるべき者のうち被相続人の兄弟姉妹及びこれらの者の子以外のものに限る(法3条②)
- (注2) 株式 = 株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式を除く(法3条②)
- (注3) 贈与を受けた者から当該株式等を相続、遺贈若しくは贈与により取得した者を含む(法3条③)

民法特例を受けるための具体的手続き



【確認の内容】

- 当該合意が中小企業の事業活動の継続のための、経営の円滑な承継に資するためのものであること
- 申請者が後継者の要件に該当すること(推定相続人・代表者)
- 後継者が所有する株式等のうち、合意の対象とした株式等を除くと議決権の数が過半数に達しないこと
- 以下の事由が生じた場合の「措置」に関する定めがあること
 - ・後継者の合意の対象となった株式等を処分したこと
 - ・先代経営者の生前に、後継者が代表者として経営に従事しなくなる事

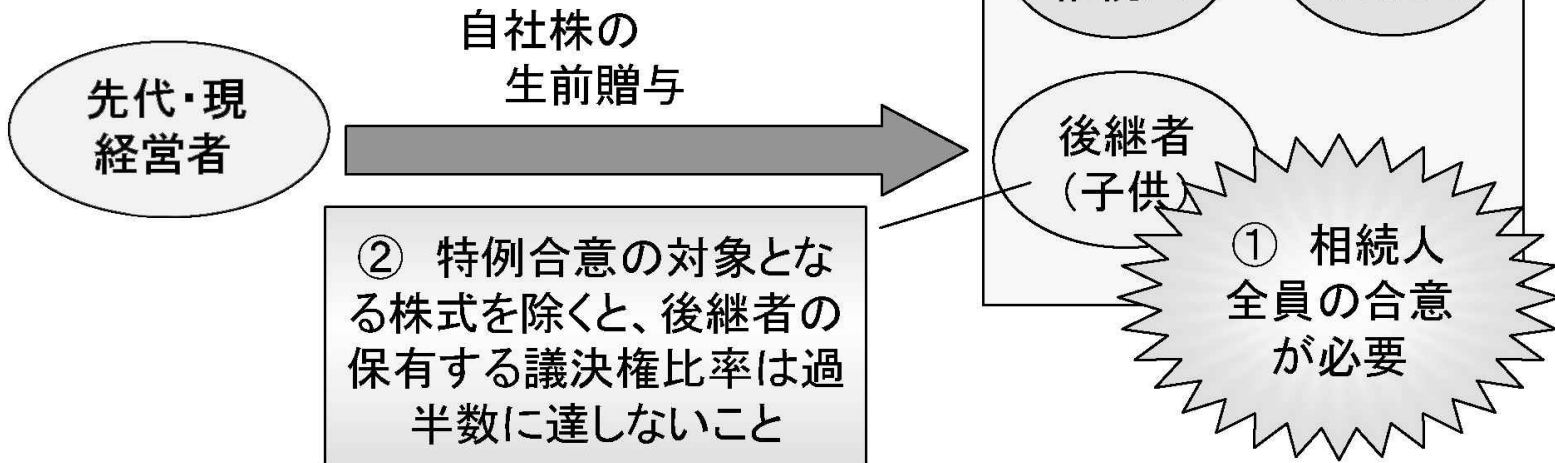
民法特例を受ける条件

特例適用の3条件

③ 後継者以外の推定相続人が取ることが出来る措置に関する定めを書面で行うこと。

- ・後継者が合意の対象とした株式を処分した場合
- ・後継者が代表者として経営に従事しなかった場合

具体的措置としては、例えば「特別合意の解除」など

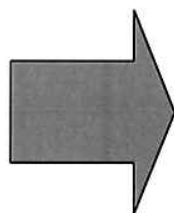


「民法特例」と「税制措置」は表裏一体！

	民法特例	税制措置
法律	民法	税法（相続税）
活用時期	経営者の生前	経営者の死後 （実際は生前から対応）
活用対象	自社株式を既に後継者に50%以上贈与している場合、あるいは将来、後継者に50%以上贈与した時点で活用。	自社株式の贈与がほとんど進んでいない。多くの自社株式は経営者自身が未だ保有している場合。
施行日	H21年3月1日	H20年10月1日
適用範囲	遺留分算定における自社株の持ち戻しを、一定の条件を基に、除外又は固定する	非上場株式にかかる相続税の80%を納税猶予（発行済み議決権数の2／3）
手続き	後継者単独 経済産業大臣確認・家庭裁判所許可	後継者単独 経済産業大臣認定
分類	遺産分割問題	納税問題
生保活用	代償分割資金	納税対策資金

①民法の「除外合意」を得るための代償財産としての保険活用

契約者	被保険者	受取人
社長 社長	社長 相続人	相続人 社長



貯蓄タイプの保険で、解約返戻金を代償資金として活用。
最大値は遺留分の侵害額。
最小値は相続人の納得額

自社株の51%
以上を後継者に
贈与



後継者(相続人)

経営者死亡時の遺留
分算定の際、後継者
に生前贈与された自
社株を除外する旨、事
前に相続人全員で合
意が必要



経営者(父)

他の相続人から合意
を得るために、代償
財産(お金)が必要



他の相続人



他の相続人

②民法特例を使わずに、最初から代償分割資金として保険活用

契約者	被保険者	受取人
社長	社長	後継者

保障タイプの保険で、死亡保険金を代償分割資金として活用。最小値は遺留分の侵害額。

経営者死亡時の遺留分算定の際、後継者に生前贈与された自社株や遺贈を持ち戻すと、他の相続人の遺留分を侵害している場合

死亡保険金も後継者の受取りに



後継者(相続人)

自社株の遺贈や生前贈与



経営者(父)



他の相続人

後継者の受け取った死亡保険金の中から、遺留分の侵害額以上を他の相続人に代償分割



他の相続人